

○坂出市空家等対策の推進に関する条例

平成29年9月29日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の所有者等および市の責務ならびに市民、住民組織および事業者の役割を明らかにするとともに、空家等に関する対策（以下「空家等対策」という。）について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進し、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理および活用に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民および住民組織の役割)

第5条 市民(市内に居住し、もしくは滞在し、または通勤し、もしくは通学する者をいう。以下同じ。)および住民組織(地域住民が組織する自治会等をいう。以下同じ。)は、市が実施する空家等対策に協力するとともに、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者(市内の空家等または空家等の跡地の活用に関連する事業を営む者をいう。以下同じ。)は、市が実施する空家等対策に協力するとともに、自らの事業活動を通じ、空家等および空家等の跡地の活用および流通の促進に努めるものとする。

(相互協力)

第7条 空家等の所有者等、市、市民、住民組織および事業者は、第1条の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、協力するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第8条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、空家等対策計画を定めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第9条 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(空家等および空家等の跡地の活用等)

第10条 市は、空家等および空家等の跡地(土地を販売し、または賃貸する事業を行う者が

販売し、または賃貸するために所有し、または管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(立入調査等)

第11条 市長は、法第9条第2項に定めるもののほか、次条第1項の規定の施行に必要な限度において、当該職員またはその委任した者（以下「職員等」という。）に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により職員等を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、あらかじめ当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急安全措置)

第12条 市長は、空家等の状態がそのまま放置すれば倒壊等により道路、公園その他の公共の場所において人の生命、身体もしくは財産に危害を及ぼし、またはそのおそれがある場合であって、その危害を予防し、または回避するため、緊急の必要があると認めるときは、必要最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地、当該措置の内容その他必要な事項を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1項の措置を講じた場合において、当該空家等の所有者等またはその連絡先を確知できないときは、当該空家等の所在地、当該措置の内容その他必要な事項を公示するものとする。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

(協議会の設置等)

第13条 法第7条第1項の規定に基づき、坂出市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 法に定めるもののほか、協議会は、次に掲げる事項について市長に対し意見を述べることができる。

(1) 法第14条に規定する措置に関すること。

(2) その他空家等対策に関し必要な事項

3 協議会は、会長および委員をもって組織する。

4 会長は、市長をもって充てる。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員

が、その職務を代理する。

- 7 委員は、7人以内とし、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。
- 8 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員は、再任されることができる。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、この条例の施行に関し、必要があると認めるときは、国、県その他の関係機関等に対し、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂出市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表環境審議会の部の次に次のように加える。

空家等対策協議会	委員	日額	7,500
----------	----	----	-------